外国法事務弁護士記章規則（規則第四十三号）中一部改正公告

外国法事務弁護士記章規則（規則第四十三号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十五年十二月十九日　日本弁護士連合会

外国法事務弁護士記章規則（規則第四十三号）中一部改正

外国法事務弁護士記章規則（規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「帯用する」を「携帯する」に、「通り」を「とおり」に改める。

第五条中「行なう」を「行う」に、「帯用する」を「携帯する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、連合会の発行した身分証明書を携帯するときは、身分証明書に記載された登録番号を示すことをもつてこれに代えることができる。

附　則

第二条及び第五条の改正規定は、平成二十六年一月一日から施行する。

公弁護士等の身分証明書の発行に関する規則（規則第六十号）中一部改正公告

弁護士等の身分証明書の発行に関する規則（規則第六十号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十五年十二月十九日　日本弁護士連合会

弁護士等の身分証明書の発行に関する規則（規則第六十号）中一部改正

弁護士等の身分証明書の発行に関する規則（規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の一条を加える。

（身分証明書の登録番号の提示）

第九条の二　身分証明書の発行を受けた会員は、その職務又は業務を行う場合に、裁判所その他の関係人の要求があるときは、本会の制定した記章の番号を示すことに代えて、その携帯する身分証明書に記載された登録番号（特別会員にあつては、登載番号）を示すことができる。

附　則

第九条の二（新設）の改正規定は、平成二十六年一月一日から施行する。

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢不詳、男性、身長170～180㎝、頭髪黒色ストレート、体格中肉、紺色系半袖Ｔシャツ、所持金9,092円、所持品は黒色の大型スポーツバッグ

上記の者は、平成25年11月16日午前11時25分に東京都西多摩郡奥多摩町氷川1871番地橋下で発見されたもので、死因は縊死。死亡日は平成25年10月頃と推定されます。

引取人がいないため、火葬に付し、遺骨は保管してあります。

心当りの方は、当町福祉保健課までお申し出ください。

平成 26 年 1 月 22 日

東京都　西多摩郡奥多摩町長　河村　文夫

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢60～70歳位の男性、中肉、白髪混じり、身長166㎝

上記の者は、平成25年12月15日午後５時10分頃、東京都港区台場一丁目東京湾内にて遺体で発見されました。死亡日時は、不詳（推定平成25年12月上旬頃）。着衣は長袖シャツ、長ズボン、トランクスのみです。身元不明のため、ご遺体は火葬に付し、ご遺骨は当区が保管しております。お心当たりの方は、港区保健福祉支援部生活福祉調整課まで申し出て下さい。

平成 26 年 1 月 22 日

東京都　港区長　武井　雅昭

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢60～75歳位の男性、身長168㎝、体格普通、着衣は、黒色セーター、黒色長袖ボタンシャツ、エンジ色ベスト、肌色長袖肌着、ネックウォーマー、黒色スウェットズボン、肌色長パッチ、パンツ、黒色靴下、グレー色スニーカー（25㎝）、所持金品はなし

上記の者は、平成25年12月15日午前８時25分、泉大津市夕凪町地先、大阪湾広域臨海環境整備センター泉大津沖埋立処分場北側防波堤から西方向約２ｍの海中にて発見されました。死亡日時は、平成25年12月上旬頃（推定）。遺体は身元不明のため火葬に付しました。お心当たりの方は当市社会福祉事務所まで申し出てください。

平成 26 年 1 月 22 日

大阪府　泉大津市長　伊藤　晴彦

公示送達

さいたま都市計画与野駅西口土地区画整理事業において、下記の者に対する土地区画整理法第98条第１項及び第５項の規定によるところの仮換地指定通知書を、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだので、同法第133条第１項の規定によりその書類の送付にかえてその内容を次のとおり公告する。

平成 26 年 1 月 22 日

さいたま都市計画与野駅西口土地区画整理事業

施行者　さいたま市

代表者　さいたま市長　清水　勇人

1　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　埼玉県さいたま市浦和区上木崎２丁目３番31号

氏名　渋谷　　紘

2　書類の内容

土地区画整理法第98条第１項及び第５項の規定により、本事業において定められた別紙、仮換地指定通知書、位置図、仮換地指定図により仮換地指定します。

なお、別紙、仮換地指定通知書、位置図、仮換地指定図は、掲載を省略し、埼玉県さいたま市中央区下落合1051－４番地　旧与野駅西口区画整理事務所に掲示します。

教示

1　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して、60日以内に埼玉県知事に審査請求することができます。

2　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内にさいたま市を被告として処分の取り消しの訴えを提起することができます。

3　上記１に審査請求をした場合においては当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内にさいたま市を被告として処分の取り消しの訴えを提起することができます。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十五年十二月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十二日

青森県八戸市柏崎二丁目六番六号

有限会社戸狩会計事務所

清算人　戸狩　信二

解散公告

当社は、平成二十五年十二月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十二日

秋田県由利本荘市東町八五番地

株式会社マルカメ洋服店

代表清算人　嵯峨　智子

解散公告

当社は、平成二十五年十二月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から平成二十六年三月三十一日までにお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十二日

千葉市中央区中央四丁目四番一四号　行政書士いまむら敏昭事務所内

（旧本店住所　千葉県習志野市鷺沼台四丁目六番一五号）

有限会社しのはら建設

清算人　今村　敏昭